

合併等による沖縄県建設工事入札参加資格の特例措置基準

(目的)

第1条 この基準は、令和5・6年度建設工事入札参加資格審査及び等級格付基準第10条の規定に基づき、合併・営業譲渡・会社分割（以下「合併等」という。）を行った場合の特例措置を定め、もって建設会社の経営基盤の強化及び技術力の向上を図ることを目的とする。

(対象者及び対象業種)

第2条 特例措置の対象となる者は、令和5・6年度建設業者格付名簿に登録された者で、かつ沖縄県内に本店を有する2社以上の会社間で令和5年4月1日以降、次に掲げる合併等を行った者とする。

- (1) 合併により新たな会社が設立された場合における新設会社
- (2) 合併によりその一方が存続した場合における存続会社
- (3) 建設会社が、他の建設会社から建設業に係る営業権を全部譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した建設業者の建設業に係る営業活動が廃止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社
- (4) 会社分割により、分割した会社から建設業に係る営業の全部を承継したことにより、分割した会社の当該建設業に係る営業活動が廃止された場合における当該承継会社

2 特例措置の対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事及びほ装工事とする。

(経営事項審査評価点及び県独自評価点)

第3条 前条に掲げる合併等を行った者の経営事項審査評価点は、合併等を行った日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果による総合評定値とする。また、県独自評価点は、合併等を行った当事会社がそれぞれ従前から有していた業種ごとの県独自評価点の合計点を比較し、そのうちの高い方の点数とする。

(特例措置の内容)

第4条 第2条に掲げる合併等を行った者の特例措置による総合評点は、経営事項審査評価点と県独自評価点の合計点数に100分の105を乗じて得た点数（少数点以下切り捨て）とし、その点数により格付を行う。

(特例措置の適用申請)

第5条 前条の規定は、合併等の事実が発生した日から起算して3年以内に特例措置の申請を行った者について適用する。

2 前項の申請は随時受け付けるものとし、別紙様式「合併等による特例措置の適用申請書」に併せて別表第1に掲げる書類を添付するものとする。

(結果の通知)

第6条 前条の規定により申請書が提出された場合は、審査のうえ速やかに「入札参加適格合格通知書」を交付するものとする。

(特例措置の有効期間)

第7条 特例措置の有効期間は、前条の規定に基づく「入札参加適格合格通知書」の交付日より合併等の事実が発生した日から起算して3年までとする。但し、3年を経過した時点で、特例措置により格付された建設業者格付名簿の有効期間が残存している場合は、当該残存期間についても特例措置による格付を有効とする。

(審査期間中の取扱い)

第8条第5条の申請に基づく審査期間中の入札参加資格の取扱いは、合併等の当事会社のうち存続会社が従前から保有する建設業種の格付のみを有効とする。ただし、新設合併の場合、審査期間中の入札参加資格は認められない。

(特例措置の取消)

第9条第4条に規定する特例措置を受けた会社が沖縄県の発注した工事において、適正な施工を確保していないと認められる場合には、特例措置を取り消すことができる。

附則

この基準は、令和5年4月3日から施行する。

合併等による特例措置の適用申請書

令和 年 月 日

沖縄県知事殿

申請者 許可番号
住所
商号
代表者氏名 印

令和 ・ 年度入札参加資格審査申請以後、合併等による沖縄県建設工事入札参加資格の特例措置要領第5条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1. 合併等を行った日（合併期日）令和 年 月 日
2. 合併等の形態（○をつける） ①合併 ②営業譲渡 ③会社分割
3. 合併等以前の会社の名称等

①【存続会社（建設業を承継して営業する会社）】

許可番号
所在地
商号
代表者氏名
登録業種・等級

②【消滅会社（建設業を廃業する会社）】

許可番号
所在地
商号
代表者氏名
登録業種・等級

【消滅会社（建設業を廃業する会社）】

許可番号
所在地
商号
代表者氏名
登録業種・等級

別表第1（第5条関係）

	提出書類	備考
1	申請データ（USBメモリ）	申請書（エクセルファイル）に「入力手引書」に従い必要事項を入力し、自動出力されたデータが保存されたUSBメモリ（受付後、返却します）
2	沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	申請時現在の状況を入力
3	沖縄県建設工事入札参加資格審査申請書（2枚目）	申請時現在の状況を入力
4	技術職員有資格者名簿	申請時現在の状況を入力
5	経営規模等結果通知書・総合評定値通知書（写し）	審査基準日が合併等を行った日以降でかつ有効期間のあるもの
6	建設業許可通知書（写し）	許可証明書の写しでも可
7	建設業労働災害防止協会加入証明書（写し）	
8	健康保険、厚生年金保険加入・納入証明書の写し及び労働保険証明書（写し）	「経営規模等結果通知書・総合評定値通知書」において健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出
9	建設業退職金共済事業加入・履行証明書（写し）	「経営規模等結果通知書・総合評定値通知書」において建設業退職金共済制度に加入していることが確認できない場合に提出
10	申請者の商業登記簿謄本（写し）	
11	合併等の契約書（写し）	
12	申請者の株主総会議事録（写し）	
13	合併等により建設業を廃業した会社の廃業届（写し）	行政庁の收受印があるもの
14	存続・消滅会社双方の入札参加適格合格通知書（写し）	